

かぞく しせつ しょくいん
家族や施設の職員、
かいしゃ ひと
会社の人など、
あなたをと
まも
守ってくれるはずの人が、
ひどいことを してきたり、
それは 虐待かも しません。

ぎゃくたい
虐待されていませんか?
み
見たことありませんか?



あなたのとと
ぎゃくたい まも
虐待から 守るための
き 決まり (法律) も あります。
ほりつ
障害者虐待防止法と いいます。

「いやだな」「やめてほしいな」と
おも
思ふととを されたら
「やめて」と 言っていいのです。



ばかりやすい版

ぎゃく
虐待されたら
“やめて”と言おう

しょうがい しゃ ぎゃくたい ぼう し ほう
障害者虐待防止法は あなたを守ります

(法律の正式な名前は 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」といいます)

これは、虐待です。



心理的虐待



経済的虐待

【このほかにも】
他の人の前でばかにされる
仲間はずれにされる
「おやつ抜き」などの罰がある
など

【このほかにも】
給料から知らないお金が引かれている
自分の携帯電話を他人が使っている
自分の通帳を見せてもらえない
など



性的虐待



性的虐待

【このほかにも】
体をさわられる
裸の写真やアダルトビデオなどを見せられる
無理やりキスやセックスをさせられる
など

とても熱いものを
食べさせられる、
飲まされる



身体的虐待



身体的虐待

たたかれる、
なぐられる、
けられる

部屋から
出してもらえない



身体的虐待

【このほかにも】
手や足をしばられる
苦しい姿勢をさせられる
タバコの火などを押しつけられる
など



ネグレクト

お風呂に
入らせて
もらえない

ごはんを
食べさせて
もらえない



ネグレクト

【このほかにも】
手伝ってほしいのに無視される
トイレに行かせてもらえない
病気なのに病院に連れていくってもらえない
など

「ネグレクト」とは、ほったらかしにされる という意味です。

虐待ぎゃくたいをされたら、どうする？

1. 「いやだ」「やめて」と言う

虐待ぎゃくたいをされたら、まずは「いやだ」「やめて」と言ってください。がまんしなくていいのです。



あなた以外の人が虐待ぎゃくたいされいたら、すぐに役所やくしょか身近な人に言いましょう。

2. 役所やくしょに連絡れんらくする

役所やくしょには誰かといっしょに行ったり、代わりに連絡れんらくしてもらってもかまいません。どうしたらいいかわからないときは、身近な人に相談そうだんしましょう。

ここに連絡れんらくしてください

〒076-8555 富良野市弥生町1番1号
富良野市保健福祉部福祉課
☎ 0167-39-2211

あなたが連絡れんらくしたことは秘密ひみつにされます。



電話やメール、
ファクス、手紙で連絡れんらくすることもできます。

3. 連絡れんらくした後はどうなる？

誰がどのような虐待ぎゃくたいをしたのか、役所やくしょの職員しょくいんが確認かくにんします。虐待ぎゃくたいした人や虐待ぎゃくたいが起きた施設・会社などは注意ちゅういされます。



虐待ぎゃくたいをした人が警察けいさつに逮捕たいほされることもあります。